

内閣参質二一三第三八号

令和六年三月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員石垣のりこ君提出災害拠点病院における免震化の推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員石垣のりこ君提出災害拠点病院における免震化の推進に関する質問に対する答弁書

御指摘の「医療提供体制施設整備交付金」については、「医療提供体制施設整備交付要綱」（平成二十一年三月三十日付け厚生労働省発医政第〇三三〇〇四号厚生労働事務次官通知別紙）に基づく「基幹災害拠点病院施設整備事業」及び「地域災害拠点病院施設整備事業」において、同要綱で災害拠点病院の耐震改修に係る費用に対する補助の基準額等を定め、お尋ねの「免震構造への改修」に係る費用についても耐震改修に係る費用として補助対象としている。また、「社会資本整備総合交付金交付要綱」（平成二十二年三月二十六日付け国官会第二三一七号国土交通事務次官通知）に基づく「住宅・建築物耐震改修事業」及び「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱」（令和三年三月三十一日付け国住街第二二三号・国住市第一五六号国土交通省住宅局長通知）に基づく「建築物耐震対策緊急促進事業」において、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された等の建築物について、災害拠点病院を含め、お尋ねの「免震構造への改修」を含む「免震工法等特殊な工法」等による耐震改修に係る費用に対する補助の基準額を通常の耐震改修による場合よりも引き上げている。引き続き、こうした支援等を通じて、災害拠点病院における御指摘の「免震構造」の採用を推進してまいりたい。